

# 公共工事における中間前金払制度の導入について

鎌倉市が発注する工事について、工事請負者の資金調達の円滑化を図るため、中間前金払制度を導入いたします。

## 中間前金払の概要

当初の前払金（請負代金額の4割、5,000万円が限度）に加え、工期半ばで請負代金額の2割を追加して前払金します。

## 実施時期

平成23年4月1日以降に契約する工事から適用します。

## 中間前払金の割合

請負代金額（複数年にわたる工事の場合は、各会計年度の出来高予定額。）の2割を超えない範囲で2,500万円を限度として請求することができます。

ただし、当初の前金払と合計して6割を超えることはできません。

## 中間前払金の対象となる工事

予定価格が300万円以上の工事で、かつ、契約当初に前金払（請負代金の4割以内）が行われている工事が対象となります。

## 中間前払金ができる条件

中間前払金を請求するためには、次の条件に該当することが必要となります。

- ① 工期の2分の1（複数年にわたる工事の場合は、各会計年度の施工予定期間の2分の1）を経過していること。
- ② 工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事における作業（複数年にわたる工事の場合は、各会計年度の施工予定期間に行われる作業の2分の1）が行われていること。
- ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費（複数年にわたる工事の場合は、各会計年度の作業に要する経費）が、請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること（出来高が50%以上であること）。

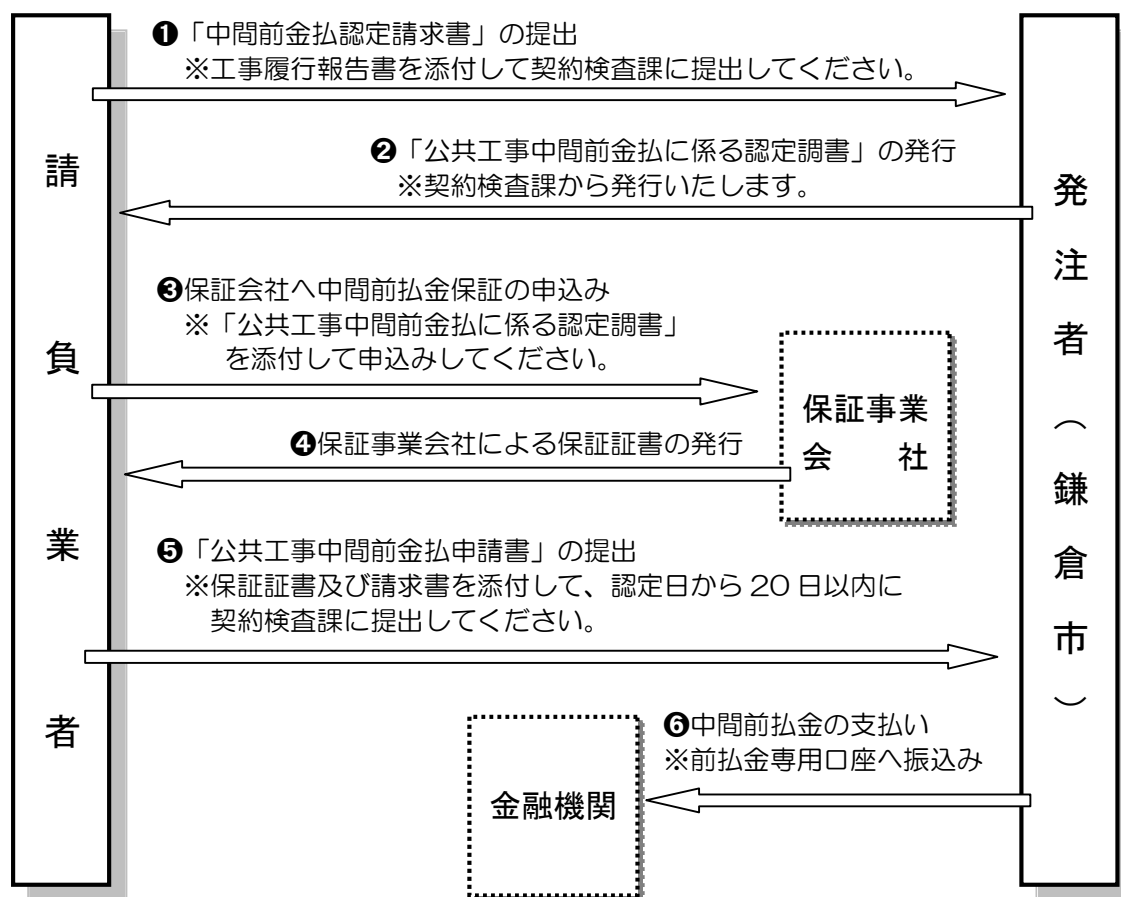
## 中間前払金の申請手続き

中間前金払の申請手続きは次のとおりです。

- ① 中間前金払ができる条件をすべて満たしていることを認定するために、「中間前払金認定請求書」を作成し、工事履行報告書を添付して契約検査課に提出してください。
- ② 提出された内容を工程表や施工現場等の状況から確認し、条件が満たされている場合には「公共工事中間前払金に係る認定調書」を発行します。（条件が満たされていない場合には、その理由を記載した「公共工事中間前払金に係る不認定調書」を発行します。）
- ③ 市が発行した認定調書を添えて、保証事業会社に中間前払金保証の申込みを行ってください。
- ④ 保証事業会社から中間前払金の保証証書が発行されたら、「公共工事中間前払金申請書」及び本市指定の「請求書」に当該保証証書の原本を添付して、契約検査課に提出してください。

※ 前金払の申請に必要な各種提出書類は、契約検査課ホームページからダウンロードすることができます。

### 【請求手続きの流れ】



鎌倉市役所総務部契約検査課契約担当

TEL : 0467 (61) 3982 (ダイヤル)

FAX : 0467 (23) 7901)